

改正

平成19年9月28日条例第17号

宇検村企業立地等促進条例

(目的)

**第1条** この条例は、企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講ずることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって本村の産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 常時従業員を雇用し、継続して営利を目的とした経済活動を村内で行い、又は行おうとするもので、その経済活動に必要な施設を設置し、又は拡張し、若しくは移転して事業を営むことにより、本村経済の振興に特別の効果が期待できるものをいう。
- (2) 企業の進出 村内に住所及び企業施設を有しない企業が村内に新たに企業施設を設置して、事業を営むことをいう。
- (3) 企業の高度化 村内に住所及び企業施設を有する企業が、事業の規模拡大又は事業転換のため、村内に新たに企業施設を設置して、事業を営むことをいう。
- (4) 企業者 企業の進出又は、企業の高度化を行う法人及び個人をいう。
- (5) 雇用者 企業の操業に伴い、常時雇用される者で、規則で定めるものをいう。
- (6) 設備投資額 企業の進出又は企業の高度化に伴い、取得した固定資産の額、及び附属施設の取得に要した経費並びにこれらに類する経費として村長が必要と認める合計額をいう。

(助成措置)

**第3条** 村長は、企業者の行う企業が本村の産業を振興し、かつ雇用の拡大等に寄与し公益上必要があると認めるときは、当該企業者に対し、予算の範囲内で次に掲げる助成金を交付することができる。

- ① 企業等用地取得助成金
- ② 企業施設設置奨励金
- ③ 雇用促進奨励金
- ④ 緑化奨励金

2 村長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めた場合は、企業者に対し、その企業等の用地の取得又は貸付及び工業用水道、輸送施設その他関連施設の整備等について便宜の供与を行うものとする。

(助成の対象)

**第4条** 助成金の交付の対象となる企業者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- ① 企業等に供する新たな用地を取得し、当該用地の取得後2年以内に、操業を開始していること。
- ② 企業等の設備投資額が500万円以上であること。
- ③ 企業等の設置に伴って増加する新規地元雇用者の数が、当該企業等の操業開始後1年以内において3人を超えていること。ただし、特に村長が必要と認めた場合は除く。
- ④ 企業等の誘致について、村と直接、立地協定を締結し、当該協定に定める義務等が履行されていること。
- ⑤ 法律その他の関係法令等に違反していないこと。

(助成金の額)

**第5条** 助成金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- ① 用地取得助成金の額
  - ア 企業が企業用地の取得に要した額及び、当該企業用地の改修又は造成に要した経費と村長が認めた額の10分の3を乗じて得た額とする。
  - イ 用地取得助成金の交付額は、500万円を限度とする。
- ② 企業施設設置奨励金の額
  - ア 企業施設のうち、工場の設置又は拡張、若しくは移転に必要な施設については、当該施設の設備投資額の10分の3を乗じて得た額とする。
  - イ 企業施設設置奨励金の額は、1,000万円を限度とする。
- ③ 雇用奨励金の額  
村内に新たに住所を有する雇用者数に10万円を乗じて得た額で、1年間助成する。
- ④ 緑化奨励金の額
  - ア 企業施設のうち、緑化事業費に要した額に10分の3を乗じて得た額とする。
  - イ 緑化奨励金の交付額は、50万円を限度とする。

(助成金の交付時期)

**第6条** 助成金の交付時期は、操業開始の日から6ヶ月経過後の1年以内の時期とする。但し、雇

用奨励金については、創業開始の月から、1年間支給する。

(助成金適用工場等の指定)

**第7条** 第3条に規定する助成措置を受けようとする企業者は、あらかじめ村長に申請し、その指定を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、第3条に規定する助成措置を行うことが適当であると認めたときは、当該申請をした企業者を指定企業者として、指定するものとする。

3 村長は、公益上必要があると認めるときは、第2項の指定に当たり必要な条件を付することができる。

(地位の承継)

**第8条** 前条第1項の規定による指定を受けた企業者（以下「指定企業者」という。）が次の各号の一に該当することとなった場合において村長の承認を受けたときは、当該各号が掲げるものは、指定企業者の地位を承継する。

① 法人が合併により消滅した場合 合併により設立された法人

② 営業権を譲渡した場合 その譲渡人

(報告及び調査)

**第9条** 村長は、指定企業者に対し助成金を交付するため必要な場合は、操業及び雇用状況等について、報告を求め又は実地に調査をすることができる。

(指定の取り消し)

**第10条** 村長は、指定企業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

① 第4条の要件を欠くこととなったとき。

② 助成金の交付後、3年以内に事業の廃止又は休止を行ったとき。

③ 第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき、又は村長に提出した書類に虚偽の記載をおこなったとき。

④ 前条の報告の求めに応じなかったとき、又は調査を拒否したとき。

⑤ その他村長が不相当と認めたとき。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年9月28日条例第17号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。